

# 平成31年度 美川小学校いじめ防止基本方針



平成31年2月（改正版）  
岩国市立美川小学校

# 目次

## はじめに

### 第1 いじめ防止等のための基本的な事項

#### 1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

#### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見・早期対応
- (3) 家庭・地域との連携
- (4) 関係機関等との連携

#### 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「美川小学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) いじめの防止等に関する措置
- (5) いじめの解消について

### 第2 学校が行う具体的な取組

#### 1 未然防止【いじめの予防】

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) 学校の教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
- (4) 学校評価による評価・検証・改善
- (5) 家庭・地域との連携

#### 2 早期発見【把握しにくいいじめの発見】

- (1) 校内指導体制の確立
- (2) 具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

#### 3 早期対応【現に起こっているいじめの対応】

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) 教育相談の在り方
- (4) インターネット上のいじめへの対応

- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

#### 4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断
- (2) 重大事態への対応
- (3) 学校による調査
- (4) 調査に当たっての留意事項

#### 参考資料

- 【いじめ防止等のための基本的方針】（最終改定平成29年3月14日）
- 【山口県いじめ防止基本方針】（最終改定平成29年12月）
- 【岩国市いじめ防止基本方針】（最終改定平成30年3月）
- 【いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告】（総務省平成30年3月）

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。美川小学校においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、法の改正（平成28年5月20日 法律第47号）を受け、あらためて、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「美川小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

本方針は「いじめの防止等のための基本方針」〔文部科学大臣決定（最終決定平成29年3月14日）〕、「山口県いじめ防止基本方針」〔最終決定平成29年12月〕を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1 いじめ防止等のための基本的な事項

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(法 第2条)

#### (2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
  - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
  - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
  - ・ いじめを受けている児童から見れば、「周りではやしたてる児童（観衆）」も「見て見ぬふりをする児童（傍観者）」も「いじている人」に見える。
  - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3) 重大事態

次に掲げる場合を、「重大事態」という。

- いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (法第28条第1項)
- いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき。 (法第28条第2項)

心身又は財産に重大な被害と想定されるケースとは

児童が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合 金品等重大な被害を被った場合  
精神性の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席するとは

年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、重大事態と認識する。

このような場合速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止について

児童等は、いじめを行ってはならない (法第4条)

#### ① 個を認め一人ひとりを大切にす教育の推進

いじめは人権問題であるとの認識の下、人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にす教育を展開することが重要である。

#### ② 生きる力を育む教育の推進

いじめを根絶するためには「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携協働し、人権教育等を推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

### (2) いじめの早期発見・早期対応について

#### ① 早期の認知

いじめは構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

## ② 組織による対応

一旦いじめを認知した場合は、学校いじめ対策組織と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行うと共に、解決後も継続支援が必要である。

## (3) 家庭・地域との連携について

- ① PTA はもとより、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する地域協育ネット、学校評議員、学校運営協議会等と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 平素より情報発信・公開に努め、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。

## (4) 関係機関等との連携について

- ① いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。また、平素から定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築しておく。
- ② 教育相談の実施に当たり、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」などの学校以外の相談窓口を児童・保護者へ適切に周知する。

## 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

### (1) 「美川小学校いじめ防止基本方針」の策定

- ① 本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）」を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図ることとする。
- ② 「学校基本方針」が本校の実情に即して適切に機能しているかを年2回以上点検し、必要に応じて見直し、より実効性の高いものにする。
- ③ 「学校基本方針」に基づく実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ取組の改善を図る。

### (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

- ① 本校においては、国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として、「いじめ対策委員会」を置くこととし、管理職、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、さらに可能な限りSCやSSW、必要に応じて地域や学校等の外部専門家等を当該組織に参画を依頼する。
- ② 「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置づけ、PDCAサイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図り、より実効性のある取組となるように改善を図ることとする。

### ③ 担う役割

#### ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り

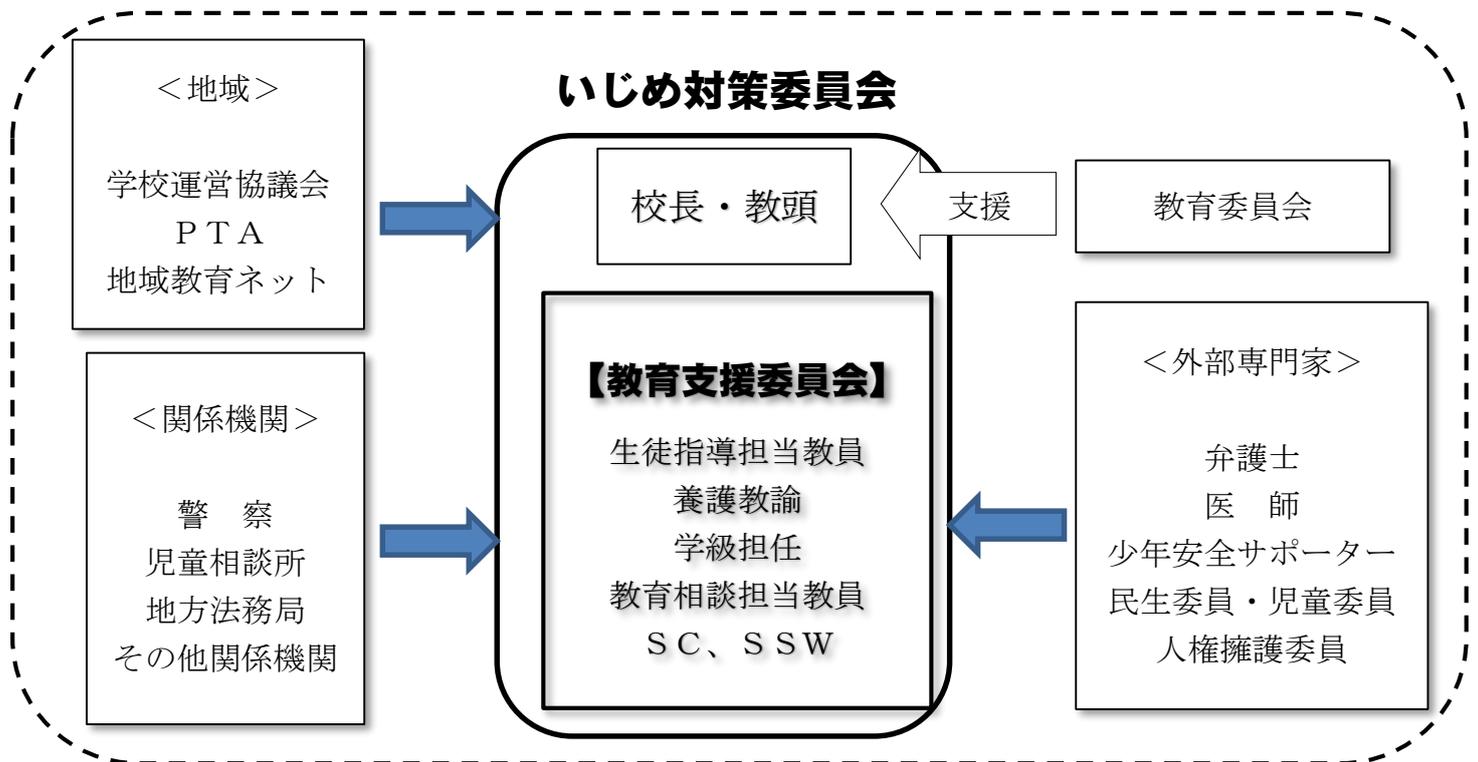
#### イ 早期発見・早期対応

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口
- ・ いじめの早期発見・早期対応のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめに関する情報があった場合緊急会議を開催、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査など事実関係の把握といじめがあるか否かの判断
- ・ 被害児童に対する支援、加害児童に対する指導体制・対応方法の決定、保護者との連携対応を組織的に実施

#### ウ 「学校基本方針」に基づく各種取組

- ・ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する
- ・ 「学校基本方針」の点検、見直しを行う役割

#### いじめ対策組織（いじめ対策委員会）



### (3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底すると共に、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう組織的、計画的に人権教育に取り組む。

#### (4) 豊かな心を育む教育の推進

##### ① 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」道徳教育を充実させることが重要である。

##### ② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した指導を行う。

児童が、集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう重点的かつ具体的な取組を行う。

##### ③ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方を学ぶため、ボランティア活動、ふれあい体験などの社会奉仕体験活動の充実を図る。

#### (5) いじめの防止等に関する措置

##### ① 未然防止（いじめに向かわせないための未然防止の取組）

- ・児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する取り組みの計画的実践
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力の育成
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業作りや集団作り
- ・アンケート、聞き取りから事実の把握をした場合の検証及び組織的な対処方法の明確化
- ・傍観者とならず周囲の教職員に報告するなど、児童と教職員の信頼関係の構築

##### ② 早期発見（些細な兆候を見逃さず早い段階からの的確に関わる）

- ・いじめの積極的な認知
- ・毎週的生活アンケート、定期的教育相談、全校教育相談週間の実施
- ・児童の見守り、信頼関係の構築

##### ③ 早期対応（組織的に対応する）

- ・いじめの発見、相談を受けた場合、他の業務に優先し速やかにいじめ対策組織に情報を報告（法第23条第1項の遵守）
- ・いじめに係る情報の適切な記録
- ・学校いじめ対策組織によるいじめの情報共有、手順の明確化、事実関係の確認、方針の決定

- ・被害児童を徹底して守り通す
- ・加害児童に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導
- ・SC, SSWとの連携
- ・外部専門家との連携  
(弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等)
- ・関係機関との連携(警察、児童相談所、福祉部局等)

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの等を含む)が少なくとも3ヶ月間止んでいる状態が継続していること。いじめが重大な場合や解消されない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛をかんじていないかどうかについて面談等により確認する。

- いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有し、いじめが解消に至るまで支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。
- 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、注意深く観察する。

## 第2 学校が行う具体的な取組

### 1 未然防止【いじめの予防】

#### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。
  - ① 教職員の資質能力の向上
    - ・ 校内児童支援委員会（月1回）
    - ・ 校内研修会
      - 美川小学校いじめ防止基本方針について（4月、8月）
      - 教育相談について（5月、8月、11月）
      - 人権教育について（8月、11月）
    - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。  
網紀保持の徹底（3月）
  - ② 生徒指導部会等の在り方
    - ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る。
    - ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催（月1回）
  - ③ 教育相談体制の確立
    - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的・予防的な援助の機能を重視する。
    - ・ 校内の相談窓口を児童に周知し、不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。
    - ・ 教育相談週間
      - 1学期 6月25日～6月29日（担任による相談）
      - 2学期 11月13日～11月22日（担任以外による相談）
    - ・ SCによる相談
      - 1学期 7月6日5校時
      - 2学期 11月 予定
      - 3学期 2月 予定
  - ④ 児童生徒の行動観察
    - ・ 給食（昼食）時、業間時間、昼休み、清掃活動、クラブ活動等、児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。（随時、月1回会議で情報共有、対応）
  - ⑤ 児童の心の理解
    - ・ 日常の会話、日記、生活アンケート（週1回）、相談カード等
    - ・ 行事ごとの作文
    - ・ 笑顔の木の記入（週1回）
  - ⑥ 家庭・地域との連携
    - ・ PTAや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、家庭・地域と連携し、一層、開かれた学校づくりを推進する。
    - ・ コミュニティスクール便りの定期的発行（月2回以上）
    - ・ 地域への行事、授業参観、講演会の案内（回覧、チラシの全戸配布）
  - ⑦ 校種間連携の一層の促進

- ・ 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。
- ・ 錦中学校区合同研修会、情報交換会、行事を通しての交流
- ⑧ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備
  - ・ 教員が行う業務の明確化等を行い、学校の業務改善を促進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。
- ⑨ 学校いじめ対策委員会の周知
  - ・ いじめの未然防止のための授業（人権参観日、道徳授業）
  - ・ 学校いじめ対策組織の存在および活動が児童に容易に認識される取組  
（いじめ防止強化月間→全校朝会での呼びかけ 全校児童会での取り組み）

## (2) 学校の教育活動を通じた取組

○ いじめを防止するためには、学校の教育活動を通して、児童が、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、児童一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進めることが必要である。

### ① 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童と教職員相互の信頼関係を基盤として、学習環境の整備、学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める。
- ・ 教員は授業を組み立てる中で、常に児童の考えや意見を価値付け、さらに他の児童へ投げかけ、新たな意見を引き出すなどの授業展開を心掛ける。

### ② 道徳

#### ア 道徳的実践力の育成

- ・ 道徳科の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などのいじめの問題を扱い、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるように支援する。

#### イ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

- ・ 「道徳教育推進教師」を中心とした学校の組織的な取組を促進する。
- ・ 県教委作成の資料「心を耕す」や「（改訂版）いのち・なかま・やくそくを大切にす  
る心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」などの活用により、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。（年4回、研究授業）

### ③ 特別活動等

児童が自ら企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができ、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれるので、児童が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫する。

- ・ 集団活動及び体験活動の推進
  - 全校遊び（毎週火曜日、木曜日）
  - 縦割り班による給食当番、清掃活動

全校児童会（月 1 回）  
ボランティア活動、森林体験（10月）  
かじかの里ウォーキング・校内持久走大会（10月）  
傾聴ボランティア（11月）  
みかわ祭りでの募金活動（11月）  
みかわ苑の訪問（11月）

・ 指導上の留意点

発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。

④ 情報モラル

- ・ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

（けいたい安全教室の隔年実施、各教科で年間指導計画により実施）

⑤ 自殺予防教育の導入

- ・ 児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育の導入のための校内実施体制の構築を図る。
- ・ 管理職、教育相談担当、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭、SC で構成する組織が中心となり、実施計画や具体的なプログラム内容の検討、自殺予防教育との関わりの深い、精神保健福祉センターや児童相談所等関係機関との連携を図る。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

- ① いじめの防止等の取組について、「学校基本方針」の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおりすすんでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していく。
- ② 当該委員会に児童の様子等の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員に情報共有を図る。
- ③ 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、全教職員が主体的かつ機動的に実践し組織運営につなげる。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

- ① 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。  
（年2回）
- ② 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。  
（年2回以上）

## (5) 家庭・地域との連携

- ① いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。
- ② 学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、関係機関で協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。
- ③ 家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや関連すると思われる情報に対し、誠意ある対応を行う。（コミュニティースクール便り等）

### ア 家庭との連携

- ・ 日頃から、「学校基本方針」に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求める。

大人自らが「いじめを許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

- ・ 認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

### イ 地域との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・ PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみで取組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- ・ 児童が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分な配慮を行う。
- ・ 開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を家庭・地域に積極的に提供する。

## 2 早期発見【把握しにくいいじめの発見】

### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間のトラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、組織的対応をとる必要があるもの

### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、またはいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、「いじり」

の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## (1) 校内指導体制の確立

① いじめは、外から見えにくいことが多く、「いじめ対策委員会」が中核となって、すべての全教職員が連携・協力して早期に発見することが必要である。

### ア 複数の教職員による指導体制づくり

- ・ 担任だけでなく、教科担当教員、養護教諭等との連携を密にする。
- ・ 学校事務職員、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の状況をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価における児童・保護者アンケート、生活アンケート、個人面談等により、児童・保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。

### イ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」の一員とし、ＳＣ等、専門家と緊密な連携を図る。

## (2) 具体的な取組

○ 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。

○ 児童との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

### ① いじめを受けている児童のサインを見逃さないための取組

- ・ 「誰にも相談できない児童がいるのではないか」との認識の下、日常の観察、生活アンケートの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめが潜在化・偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童に寄り添い、ささいなことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることから、教職員は必ず迅速かつ組織的に対応する。

### ② 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談等で、悩みを抱える児童が、他の児童のことを気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の方法等について、ＳＣの指導助言を受けるなど、児童の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

### ③ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 一日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。

- ・ 休み時間等の見守りや昼食指導等、複数の教職員が連携して行う。
- ④ 研修の充実
  - ・ S C等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。
- ⑤ 相談窓口の周知
  - ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- (3) 家庭・地域との連携
  - 学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。
  - 定期的な学校公開日等の設定、学校支援ボランティアとの協働等、地域と連携・協力しながら、児童を共に育てるという意識を高める。
  - 保護者懇談会等においては、保護者が参加しやすいようにする。
  - ① 家庭との連携
    - ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
    - ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう工夫する。
    - ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善、更新、情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。
  - ② 地域との連携
    - ・ 地域にある広場や児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議ならびに各地区青少年健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
    - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
    - ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

### 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
  - 学校として、「学校基本方針」において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確にしておき、早期対応につなげる。
  - 必要に応じて、民生委員・児童委員少年安全サポーターなどの外部専門家との連携を図る。
  - 「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。
    - ① いじめに係る情報の報告・相談…即日、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげる。
    - ② 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
    - ③ 「いじめ対策委員会」の開催…把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開き、協議する。
    - ④ いじめを受けている児童への対応…いじめを受けている児童が相談しやすい教職員が担当する。

- ⑤ いじめを行っている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ⑥ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ⑦ いじめを受けている児童の保護者への対応…担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ⑧ いじめを行っている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数の教職員が対応する。
- ⑨ P T A等への働きかけ…管理職、地域連携担当教職員等が担当する。
- ⑩ 教育委員会、関係諸機関との連携…管理職・生徒指導主任が担当する。

## (2) 対応する上での留意点

### ① いじめを受けている児童・保護者への対応

- ア いじめを受けている児童のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
- イ いじめを受けている児童に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと事態が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ウ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、支え、励まし、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。必要に応じいじめによる後遺症へのケアを行う。
- エ いじめの事実の認知後、直ちに状況を整理し、家庭訪問の了解を取った上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、謝罪、状況や対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

### ② いじめを行っている児童・保護者への対応

- ア 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- イ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景についても、本人の話を十分に聞き、心情をくみとる。
- ウ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。
- エ 保護者へは、担任・管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

### ③ 周りの児童（観衆・傍観者）・保護者への指導

- ア 「周りではやし立てる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」と指導し、いじめは許されないという構内の雰囲気づくりに努める。
- イ 周りではやしたてる児童（観衆）や見て見ぬふりをする児童（傍観者）に対しては、いじめを受けている児童が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
- ウ いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた児童に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該児童を守るために、秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。

#### ④ 臨時保護者会の開催

- ・ 必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

#### ⑤ いじめのアフターケア

- ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。
- ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応する。

### (3) 教育相談の在り方

- いじめを受けている児童の心のケア、いじめを行っている児童の内省を促す支援等については、教職員による教育相談を行うことはもとより、専門的な知識・技能を有するSCと連携し、個別支援を行う。
- 保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等が起因して、児童がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるSSWによる家庭支援を積極的に進める。
  - ① いじめを受けている児童に対する教育相談
    - ・ いじめを受けている児童に対しては、児童の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSW等と連携する。
  - ② いじめを行っている児童に対する教育相談
    - ・ いじめを行っている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSW等と連携する。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

- インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。
- 学校の設置者及び学校は、児童に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
  - ① 初期対応
    - ・ インターネット上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等は、いじめを受けた児童からの申し出の内容を精査する過程で、書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。
  - ② 関係機関との連携
    - ・ 必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、対応を行う。
    - ・ 学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

・

③ 被害拡大の防止

- ・ いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している児童への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(5) 保護者との連携

① いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童の保護者の心情を共感的に理解した上で対応する。
- ・ いじめの全容の解明に努め、学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供する。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている児童の人権を守り、いじめを行っている児童に対して、毅然とした姿勢で臨む。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報が出漏れないよう、徹底した情報管理を行う。
- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。

② いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。特にいじめを行っている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・ 正確な事実を確認し、憶測は避ける。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめを受けている児童の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
- ・ いじめを受けている児童・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめを行っている児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

③ 臨時保護者会を開催する場合の留意点

- ・ 謝った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- ・ 開催に当たっては、いじめを受けている児童・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- ・ 事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ いじめを行っている児童・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。

- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーや個人情報の保護には十分に留意する。

#### (6) 地域・関係機関との連携

##### ① 学校と地域との連携

ア P T Aや学校評議員、学校運営協議会等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進等、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。

イ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。

ウ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。

##### ② 学校と関係機関との連携

ア いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

イ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得るなど学校・警察が連携した対応を行う。

#### 4 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応】

重大事態とは、以下の場合のことを言う。

- いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (法第28条第1項)
- いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき。 (法第28条第2項)

心身又は財産に重大な被害と想定されるケースとは

児童が自殺を企画した場合 身体に重大な傷害を負った場合 金品等重大な被害を被った場合  
精神性の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席するとは

年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、重大事態と認識する。

##### (1) 重大事態の判断

- 暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。

##### (2) 重大事態への対応

- 学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- 市、県教委と協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していく。
- 当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

① いじめを受けている児童への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めるとともに、いじめを受けている児童の立場に立って、保護者と連携を図りながら、当該児童をいじめから守り通す。具体的には、「緊急避難としての欠席」等

② いじめを行っている児童への対応

いじめを受けている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を得ながら、必要に応じて個別指導や懲戒等の実施等毅然とした厳しい対応を行う。

(3) 学校による調査

- ① 当該重大事態に対応し、「いじめ対策委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて外部専門家とも連携しながら、関係児童への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。
- ② 調査にあたっては、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。
- ③ 学校は、調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(4) 調査に当たっての留意事項

これらの調査に当たっては、県教委から指導助言を得ながら、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームの活用や弁護士や人権擁護委員等の外部専門家との連携などにより、中立性や公平性を確保して対応する。

### いじめを受けた児童から聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手する。

調査に当たっては、中立性や公平性を確保するため、県教委を主体とする調査を行う。

また、調査方法については、児童や教職員等に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられるが、当該児童の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りながら実施し、知り得た情報等を丁寧に提供していく。

#### 参考資料

【いじめ防止等のための基本的方針】（最終改定平成29年3月14日）

【山口県いじめ防止基本方針】（最終改定平成29年12月）

【岩国市いじめ防止基本方針】（最終改定平成30年3月）

【いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告】（総務省平成30年3月）